

告示第 8 号

木曾広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 1 日

(木曾広域連合長署名)

平成 19 年木曾広域連合条例第 2 号

木曾広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例

木曾広域連合議会委員会条例（平成 11 年木曾広域連合条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「所管」を「その所管」に改め、同条第 3 号中「7 人」を「8 人」に改める。

第 3 条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 4 条ただし書きを次のように改める。

ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

第 5 条第 1 項中「運営委員会」を「議会運営委員会」に改め、同条を第 4 条の 2 とし、第 6 条第 2 項中「特別委員」を「特別委員会の委員」に改め、同条を第 5 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）

第 6 条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第 2 項の規定にかかわらず、6 人とする。

第 7 条第 1 項中「はかって」を「諮って」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前 30 日以内に行うことができる。

第 7 条第 3 項中「規定による」を「規定により」に、「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第 9 条第 1 項中「決めて」を「定めて」に改める。

第 10 条の見出し中「、」を「及び」に改める。

第 11 条第 1 項中「、又は」を「又は」に改める。

第 12 条の見出しを次のように改める。

(委員長及び副委員長、委員の辞任)

第 12 条第 2 項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第 14 条中「「委員長及び委員の除斥」」を削る。

第 15 条第 2 項中「委員として」を「、委員として」に改める。

第 16 条中「出席し」を「出席して」に改める。

第 17 条第 1 項中「もの」を「者」に改め、同条第 2 項中「必要」を「、必要」に改める。

第 18 条に次の 1 項を加える。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いずに委員会に諮って決める。

第 19 条中「、公平委員会の委員長」を削り、「調査の為」を「調査のため」に、「法令又は条例」を「法律」に改める。

第 20 条を削り、第 21 条中「議会会議規則（平成 11 年規則第 1 号）」を「議会会議規則（平成 11 年木曾広域連合規則第 1 号。以下「会議規則」という。）」に、「秩序をみだす」を「秩序を乱す」に、「又は発言を」を「、又は発言を」に改め、同条を第 20 条とし、第 22 条第 1 項中「公聴会」を「、公聴会」に改め、同条第 2 項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に改め、同条を第 21 条とし、第 23 条中「、あらかじめ」を「あらかじめ」に改め、同条を第 22 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（公述人の決定）

第 23 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

第 24 条を削り、第 25 条第 2 項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に、「こえては」を「超えては」に改め、同条第 3 項中「、その範囲を越え」を「その範囲を超え」に、「又は退席」を「、又は退席」に改め、同条を第 24 条とし、第 26 条を第 25 条とし、第 27 条中「又は」を「、又は」に改め、同条を第 26 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章を第 5 章とし、第 3 章第 26 条の次に次の 1 章を加える。

第 4 章 参考人

（参考人）

第 26 条の 2 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第 24 条、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。

第 28 条第 1 項中「、会議の概要」を「会議の概要」に、「押印」を「記名押印」に改め、同条を第 27 条とし、第 29 条中「議会会議規則」を「会議規則」に改め、同条を第 28 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。